# 保険·年金 欧州ソルベンシー II 第 2、第 3 スーの柱

EIOPAからガイドラインの公表

保険研究部 主任研究員 安井 義浩 (03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

#### 1---ガイドラインが出されるまでの経緯

2013.9.27 に欧州保険年金監督機構(EIOPA)から、「JルベンシーIIに向けた準備のための最 終ガイドライン」¹が公表された。

これは当初予定通りのことであって、昨年12月にEIOPAが、ソルベンシーⅡそのものの規定と は別に、リスク管理を含むガバナンスのあり方、各種情報の報告義務などいわゆる第2、第3の柱に ついて、この種のガイドラインをだす予定との意向が具体化したものである。2013年3月に原案がし めされ、パブリックコメントに付された。 すると 6 月の締切までに 4000 ものコメントが寄せられたと のことで、そうした意見も踏まえて一部修正されて、今回の最終ガイドラインの公表に至っている。 このガイドラインは、ソルベンシーⅡの適用(2016 年とされている。)を待たずに、2014 年 1 月か ら適用されることになっている。

# 2---ガイドラインの概要

まずは、ガイドラインそのものの概要を紹介すると、4部構成になっており、以下の通りである。

#### 1 保険会社のガバナンスの仕組みに関するもの(リスク管理を含む)

保険会社経営のあり方や意思決定プロセスが明瞭であることなど、一般的な会社機能について述べ ている。続いて、リスク管理、保険数理的な分野のあり方、アウトソーシングのあり方について記載 している。単体における事項だけでなく企業グループである場合の留意点についても記載している。 (以下のテーマでもグループに対する事項は別途必ず記載がある。)

https://eiopa.europa.eu/consultations/consultation-papers/2013-closed-consultations/march-2013/ guidelines-on-preparing-for-solvency-ii/index.html

#### 2 リスクの自己評価に関するもの

保険監督者国際機構(IAIS)の保険コアプリンシプルの中にもある、いわゆるORSA(Own Risk and Solvency Assessment) の方針に従って、このガイドラインの中でもリスク管理につき保険 会社自身が方針を決定し、それを文書化すること、結果を内部評価する際の視点などについて記載し ている。

### 3 当局への報告事項に関するもの

各国監督当局などへの報告が必要な項目について事細かに列挙されている。内容については、貸借 対照表から始まって、ひとつひとつはリーズナブルなものに思われるが、全体では相当の量である。

### 4 内部モデルの早期活用に関するもの

どのようなモデルを使用するか、経営者にも理解されているか、保険会社の意思決定に役立っているかな どの項目が記載されている。

ざっとみたところ、一言でいうと上記のようなイメージであり、これまでに聞いたこともないような規制・義務が 突然入っているということではなさそうだが、ひとつひとつのガイドラインをチェックし、例えば内部モデルを新 たに検討する必要があるとなると、相当の負荷が生じるだろう。また、特に当局への報告事項は非常に細分 化されて大部になっており、実務的なことは外からではわからないが、これも相当な実務負荷が、しかも毎年 決算時点に集中して生じることになることは想像できる。

実際、ガイドラインに対するものだけではなく、通常の年次報告やソルバンシー I に基づく現行の報告義務 も重なるため、報告項目の簡素化や報告期限の延長措置が保険会社などから要望されたようであり、そ の結果、例えば通常の年次報告期限の延長や、いよいよソルベンシーⅡが適用されると今のところ想 定される直前(2015年第4四半期)のガイドラインに関する報告は不要とするなどの措置が新たに提 案されている。

保険会社などからの4000にも及ぶ意見に対するEIOPAの見解、または意見を受けての修正は、 別途 2013. 10. 2 にQ&Aの形でまとめられ、公表されている $^{2}$ 。以下それをもとにこのガイドラインの 意義やソルベンシーⅡとのタイムラグなどの関係につき紹介する。

#### 3---ガイドラインの位置づけなど

内容そのものや報告事項の膨大さも当然だが、ソルベンシーⅡの具体的な規定の決定が遅れ、適用時期 も厳密には未定という状況の中で、こうしたガイドラインだけが先行して適用されることに対する理由、ガイドラ インの位置づけ、現行規定との整合性などにも、保険会社や監督者の関心が高いようである。

https://eiopa.europa.eu/fileadmin/tx\_dam/files/consultations/consultationpapers/CP08-13/2013-10 -02\_Background\_information.pdf



<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Background information about Guidelines on preparing for Solvency II

# 1 ガイドラインの背景および位置づけについて

2012 年 12 月に第 2 第 3 の柱を優先するとの方針を示した時から言われているが、いずれソルベン シーⅡによって導入される、予測可能でリスク管理をベースとした新しい枠組みへの準備ということ が挙げられている。そしてこの準備期間中に各国の監督官庁が、各社が円滑にソルベンシーⅡに移行 できるよう指導するということになっている。

そもそもこのガイドライン全体の位置づけとして、保険会社等に直接命令する形ではなく、各国の 監督者に向けた形となっている。ただし、こうして公開されている以上は、保険会社サイドも求めら れていることを知ることができるので、ガバナンスのあり方、リスク管理の自己評価、内部モデル、 報告事項についてどういった準備が必要かという指針となる意図もあるとのことである。

# 2 ガイドライン適用のタイミングについて

ソルベンシーⅡの内容が確定していない段階でガイドラインを適用する理由についてであるが、ソ ルベンシーⅡは、現在内容の確定にむけて努力がなされているが、現時点での予定である 2014 年 1 月の発効は大変困難 (ほぼ不可能) な状況ということで、適用時期を 2016 年 1 月に延期させる指令3も すでに出されている(2013.10.2)。

欧州全体で均一で整合性のある規定が必要との考え方からすると、仮に、統一された規定がない状 態を続けると、その間に各国独自の規制がつくられてしまい後で統一することが困難となる可能性が あるので、それを避けるためソルベンシーⅡにつながるガイドラインを早く出したとのことである。

また今回のガイドラインが(とりわけ報告事項とリスク管理の自己評価の分野)、ソルベンシーⅡが 確定しないうちに作られた規定であることで、ソルベンシーⅡが確定したらまた別の規定に変更され てしまうのではないか、という不安の声もあるようだ。それに対してはEIOPAは、このガイドラ インは確かに準備期間のものであるが、現在の最新の議論動向も反映しており、大幅に変わることは ないはず、としている。

特に責任準備金や必要資本など金額の評価に関わる部分は、現在検討中のソルベンシーⅡを待たず には決められないので、データの整備や一般的な方法論の部分に限っていることも明記されている。

# 4----**今後予定される動き**

2014年1月からこのガイドラインが適用されたのち、各国の監督官庁はその実際の状況(ガイドラ インの適用の進捗状況と、ガイドラインに示されたソルベンシーⅡへの準備状況)をEIOPAに報 告することが求められている。

具体的には毎年1月~12月の1年間の状況について、翌年の2月に報告することとされている。従 って最初の報告は2014年の状況を2015年2月末となっている。(こうした期限のこともガイドライン の中に定められている。)

ただし、2014年1月からの適用に際しては、最初から全面的に遵守することは求められていないよ

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> http://europa.eu/rapid/press-release\_MEMO-13-841\_en.htm?locale=en



うで、主目的は準備であり、順次発展していくことを許容している。(「phasing in」アプローチと表 現されている。) また、多くの国の監督官庁が、ガイドラインに従える力量があるとは限らない、と いう実情も踏まえ、ガイドラインが遵守できるかどうかにつき、EIOPAに状況を報告するよう求 めている。こうしたこともあり、すんなり導入されるのかどうかは疑問である。今後ソルベンシーⅡ そのものの議論とあわせて状況を追って行きたい。